

令和2年4月7日

学生の皆さんへ

危機対策本部本部長  
学長 清水 哲郎

緊急事態宣言が発令された場合の本学基本方針について

本学では、新型コロナウイルス感染症が拡大している現状に鑑み、皆さんの安全確保を最優先に考え種々対策を行ってきましたが、政府による新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が奈良県・大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・和歌山県・三重県のいずれかの地域に発令された場合、発令時点で登校を全面停止とします。

なお、今後の授業等への対応については改めて本学ホームページ及びポータルサイトにてお知らせしますので、**頻繁に確認を行ってください。**

本件問い合わせ先

総務課 TEL：0742-41-9501

事務取扱時間 平日 8：30～16：50

土曜日 8：30～12：30